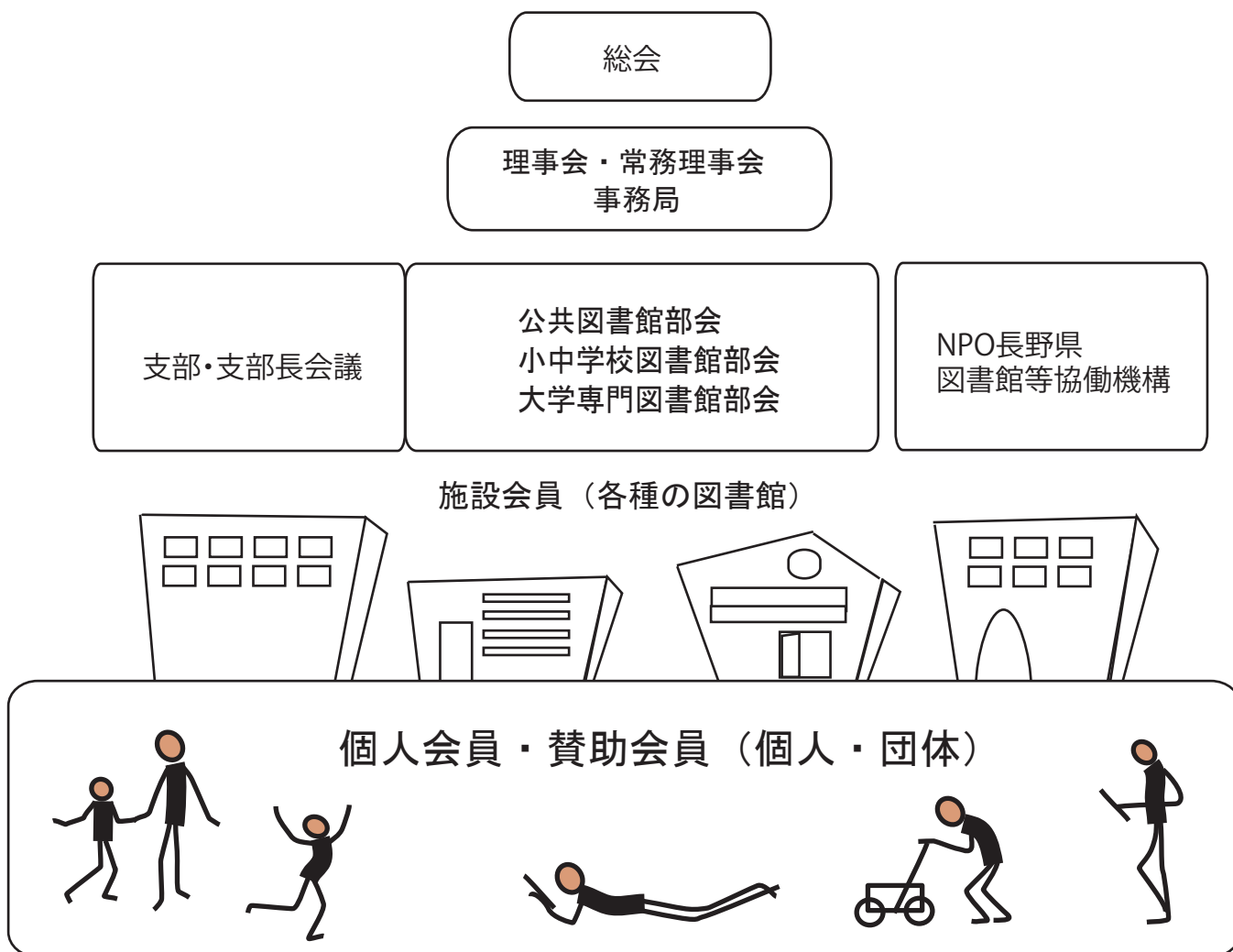


長野県図書館協会 組織図



長野県図書館協会会則 (抜粋)

(役員を選出)

第11条 会長、副会長、理事及び監事は、個人会員及び施設会員の中から総会で選出する。

(2) 各部会の代表者及び県立長野図書館の担当課長は理事とする。

(3) 理事長及び常務理事は、理事の互選で定める。

(役員の仕事)

第12条 会長は本会を代表する。

(2) 副会長は会長職を代行し分担する。

(3) 理事長は業務を総理する。

(4) 常務理事は会務を処理し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

(5) 理事は理事会を組織し、重要な会務を審議執行する。

(6) 監事は会計監査を行う。

(理事会・常務理事会)

第20条 理事会は、理事長が招集し、重要な会務を審議、執行する。

(2) 常務理事会は、理事長、常務理事及び事務局長で構成し会務を協議、執行する。

(3) 会長、副会長は常務理事会に出席し、会務に参加する。

(支部)

第27条 本会に支部をおくことができる。

2 支部は個人会員、施設会員等をもって構成し、支部長を置くものとする。

3 支部はこの会則及び支部規定等に沿って研修事業はじめ事業、活動を行う。

4 本会と支部との連携を図るために支部長会議を設置する。また、本会は支部と連携し、支部の事業、活動を支援するものとする。